

<p><b>(関連分野)</b> 環境・低炭素</p>
<p><b>(事業の名称)</b> 市町村におけるリユース・リペア推進支援事業</p>
<p><b>(関係省庁名)</b> 環境省</p>
<p><b>事業の概要</b></p> <p><b>(事業概要)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>登録のあった高齢者や障害のある方などの世帯から排出される家具などの粗大ごみの玄関先収集を行う。収集した粗大ごみのうちでまだ使えそうなものについては、市町村が所有しているリサイクル関連施設に運搬して、修繕（リペア）を行った上で市民等に販売、譲渡し、リユースを推進するなど、適正な処理を推進する。</li> <li>また、リサイクル関連施設において家具等のリペアに係る人員を拡充する。</li> </ul> <p><b>(設備・人員等の基準)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、市町村の自由設計。ただし、 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)粗大ごみ等の収集・運搬や処理については廃棄物処理法に則して行う。</li> <li>(2)リサイクル関連施設における人員の拡充に当たっては、ハローワークと連携し、離職者、雇止めされた派遣労働者等をできる限り優先的に採用する。</li> </ul> </li> </ul>
<p><b>(事業展開に必要となる事項・規制緩和など)</b> 特になし</p>
<p><b>(期待される効果)</b></p> <p>○定性的効果：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般廃棄物のリユース・リペアを推進することにより、地域循環圏の形成に寄与。</li> <li>高齢者や障害のある方の生活支援</li> <li>離職者、雇止めされた派遣労働者等が粗大ごみとして排出された家具等のリペアを行うことにより、木工技術等の技術を習得</li> </ul>
<p><b>(先行事例)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>玄関先収集：京都府京都市、愛知県豊田市ほか</li> <li>リペア事業：宮城県仙台市、栃木県宇都宮市ほか</li> </ul>
<p><b>(期間後の取扱い)</b> サービス満足度や、サービス継続希望の有無、リユース・リペアの効果等を考慮し、期間後も継続的に行うか判断</p>
<p><b>(関係省庁担当者連絡先)</b> 環境省廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課 電話番号：03-5501-3154 / ファックス：03-3593-8263</p>